

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
1	工事中止期間について	要求水準書	p. 9 9. 事業スケジュール (予定)	何かイベント等で工事を止めなければいけない期間はありますか。	工事を止めなければならない期間は想定していません。小学校の式典(入学式、卒業式、文化祭など)や定期テスト(全国学力学習状況調査(例年4月実施:対象6年)、県学力学習状況調査(例年5月実施:対象4~6年)、入間地区学力テスト(例年4月実施:対象2~6年))などにおいて、騒音作業が発生する場合は調整が必要です。供用中の建物の建替え工事などに関する事業者の経験を活かして、効率的な工事の進捗並びに運用に配慮した施工の提案を期待します。
2	学校環境衛生管理について	要求水準書	p. 11 第6節 法令・条例等 p. 121 第6節 環境衛生・清掃業務	文部科学省発行の「学校環境衛生管理マニュアル」に「定期・臨時検査は主として学校薬剤師が行うが、学校薬剤師の指導の下に学校の担当者が行う場合や学校薬剤師と相談の上で外部の検査機関に依頼する場合が考えられる(p19「①定期検査」、p20「③臨時検査」参照)。関係教職員等:学校薬剤師、検査機関、保健主事や養護教諭等」の記載があることから、小学校の環境衛生の点検は本業務に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	学校衛生管理業務については、同マニュアルのとおり学校薬剤師や養護教諭等が実施します。一方で、水道水質検査及び空気環境測定検査は施設の維持管理業務に含まれる関連業務として想定していることから、事業者が行う検査の結果については、町(小学校)が実施する学校衛生管理業務と共有して活用できるようにしてください。また、施設(設計)との因果関係が強い照度、まぶしさ、VOC等については、学校環境衛生管理業務により問題が見つかった場合、原因究明、対応について事業者が協力してください。
3	土壌汚染対策について	要求水準書	p. 30 1. 業務の対象範囲	土壌汚染対策について、地歴調査で想定外のものが判明した際に、その調査・対策費用は町側で負担しただけでよろしいでしょうか?	要求水準書 第3章第1節 1. viiのとおり、土壌汚染調査については本事業に含まれます。同項より対策工事が必要となった場合は、町が費用を負担します。
4	可動間仕切について	要求水準書	p. 39 (4)仕上計画	要求水準書において「可動間仕切壁は、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫)で、・・・とありますが、移動間仕切(スライディングウォール)のことでよろしいでしょうか? また、収納式にするか露出式にするかは適宜判断してよろしいでしょうか?	要求水準書において「可動間仕切壁」はスライディングウォールを意図しています。収納式、露出式の別については収納式が望ましいが、部屋の用途や想定される開閉頻度、使い勝手などを勘案して設計してください。
5	建築構造体の耐震安全性について	要求水準書	p. 43 (1)施設の建築構造体の耐震安全性の分類	<大地震動時の層間変形角について> 大地震動時の層間変形角は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説によると、一次設計時の層間変形角より推定する方法などが示されていますが、建築基準法レベルと考えてよろしいでしょうか。なお、保有水平耐力計算時の層間変形角により決定し、RC造を考えているので、1/200とします。	建物の形状や架構形式、保有水平耐力時の崩壊形式(浮き上がりがない)などを考慮し、保有水平耐力時の層間変形角を大地震動時の層間変形角として用いることが適当か判断したうえで、提案のとおりで可とします。注意事項については第2回個別対話の回答も参照してください。
6	防災井戸の設置について	要求水準書	p. 48 ⑥警備・防災設備	防災井戸(1か所)を体育館近傍で設置する旨の記載がありますが、水脈があることは確認できているでしょうか。	計画地内にある既存防災井戸にて地下水の湧出を確認しています。既存防災井戸については資料15「既存防災井戸資料」を参照してください。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
7	カームダウンスペースについて	要求水準書	p. 55 ウ 特別支援学級	「マット敷」とありますが、具体的な仕上げをご教示ください。	寝転んだりしながらカームダウンをするために必要な仕上げとして、ウレタンなどの弾力性のあるマットを通常の特別支援教室の仕上げの上に敷き込むことを想定しています。目的に合致する仕上げを提案してください。
8	100メートル直走路のコース数について	要求水準書	p. 74 4) 校庭・外構等	100メートル直走路のコース数に指定はありますか。	6レーンを想定しています。
9	開架書架の書架配置について	要求水準書	p. 80 コ 書架スペース	一般コーナーの書架は段数5段を基準とありますが、部分的に4段以下もしくは6段以上の書架を採用してもよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、利便性や豊かな空間づくり等に配慮して計画してください。
10	閉架書庫の考え方について	要求水準書	p. 83 ⑤閉架書架	開架書架の面積がタイトであるため、閉架書架の収容冊数を増やし、開架書架の収容冊数を減らした提案を認めて欲しい。	開架書架の各コーナーで定めている蔵書冊数及び書架段数については目安とし、開架書架の豊かな空間づくりを計画するため、利便性に配慮した上で書架段数の規定によらない書架の選定や中間書架の蔵書冊数を増やす等の調整を行うことを認めます。
11	グランドピアノについて	要求水準書	p. 84 ② 多目的ホール	「グランドピアノ1台」とありますが、具体的な仕様をご教示ください。また、「ステージに近接してグランドピアノが納まる収納スペース」とありますが、ステージ内に収納スペースを設けることでしょうか。もしくは公民館倉庫に収納するイメージでしょうか。	現行公民館のピアノは5型グランドピアノ「カワイ製KG-5D」です。収納については、ステージに付属する形でステージ及びステージ袖内がイベント時などに使い勝手が悪くならないようにスペースを設けてください。
12	洗濯機パンについて	要求水準書	p. 91 ⑥衛生倉庫 他	「洗濯機を設置」と記載がある場合は、洗濯機と洗濯機パンを設置、「洗濯機パン」を設置と記載がある場合は、洗濯機パンのみ設置との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載している箇所において、家庭科室、保健室は洗濯機及び洗濯パンを設置してください。衛生倉庫については洗濯パンのみ設置としてください。また、既存利用状況により学童保育室、体育館更衣室に洗濯パンのみ設置をしてください。
13	西側駐車場の管理方法について	要求水準書等	p. 99 4) 駐車場・駐輪場	対策を講じ、長時間利用があった場合は複合施設の窓口で自主申告制で料金をお支払い頂く形での対応は問題ないでしょうか。	駐車場管理水準については、目的外利用などの不正利用を防ぐことが目的です。目的外利用が把握でき、事業者並びに町が対応できるようになっていれば可とします。なお、料金徴収については、係る費用が過大となる恐れがあることから、必須としないこととしました。要求水準書を修正します。
14	駐車場について	要求水準書	p. 99 4) 駐車場・駐輪場	要求水準書には西側敷地における駐車場について、「適正管理ができるように提案を行うこと」と記載がございますが、長期間置かれていた放置車両が発生した場合、公有地での車両放置になるため撤去作業は町にてご対応頂くことは可能でしょうか。	施設の維持管理業務の範疇として施設の利用時間外に駐車している車両に対して警告文書の設置などは本業務に含むものとします。一方で、放置車両の撤去については事業者より報告、協議により町が負担若しくは町が直接撤去するものとします。
15	駐車場について	要求水準書	p. 99 4) 駐車場・駐輪場	駐車場のゲート設置、料金徴収は必須ではないのでしょうか。	不正利用防止を重視しており、ゲート設置、料金徴収は必須ではありません。No. 13も参照してください。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
16	アスベスト処理について	要求水準書	p.107 第4節 既存施設等の解体・撤去業務	非飛散性アスベストへの対応について、詳細に明示してほしい。	建材等に含有している非飛散性アスベストについては、建設年次等より含有しているものとして想定しています。これらの解体処分については事業者のノウハウが活用できると考えたため、効率的・高品質な施工方法の提案を評価することとしています。
17	学童保育室について	要求水準書	p.107 第4節 既存施設等の解体・撤去業務	学童保育室について、工事期間中の運営はどのように考えていますか。	既存校舎内に仮移転して運営する計画をしています。
18	警備業務担当者の要件の変更について	要求水準書 要求水準書資料26等	p.123 第7節 警備保安業務等	警備業務担当者の要件をご変更いただけませんかでしょうか。	巡回については敷地内の異常や不審物を発見し、存在を示すことによる抑止力として考えています。また、鍵の開け閉め及び警備システムの設定についてもシステムの知識などが必要と考えています。一方で、監視カメラや警備システムの支援を受け、水準を維持しながら施設管理の職員等で対応する提案を認めます。警備員の対応が望ましいことは明らかであるため、比較した場合にセキュリティが低下しないよう警備システムなどと総合的に安全が確保できる仕組みを提案してください。
19	開校・開館式典及び内覧会について	要求水準書	p.130 2. 開校・開館式典及び内覧会等の実施業務	開校・開館式典および内覧会の計画イメージ（参加人数・時間帯等）を可能な範囲で確認させてください。	町では芸術文化のまちづくりを進めています。本施設は芸術文化の発信拠点となる施設であることから、内覧会では施設の各所で地元の演奏者によるコンサートやストリートピアノ演奏を開催するなど、音楽に溢れたイベントとすることで、利用者に施設の可能性を感じていただけるようなものを望みます。開催にあたっては町担当課とも協力し、地域に愛される施設の第一歩として実施してください。
20	広報業務について	要求水準書	p.133 (2)広報	供用開始後においても適宜、広報に努めることとありますが、ポスター、パンフレットの制作について、条件・数量等のは基準はあるでしょうか。	供用開始後のポスター、パンフレット等の配布は必須ではなく、数量等の基準はありません。町と協議しながら広報業務の予算において効果的な広報を実施してください。
21	小学校の用務員の有無	要求水準書	—	三芳町では学校に用務員を採用されるか、採用する場合、用務員の業務内容をご教示頂けないでしょうか。	藤久保小学校では学校用務員を採用しています。用務員業務は広く学校の維持に関する作業ですが、本事業の業務内容と重複は想定していません。
22	仮残土置き場について	要求水準書	—	本体工事で発生する残土は、どちらで保管すればよいでしょうか。	特に指定はありません。
23	備品運搬費について	要求水準書 添付資料 資料10	—	旧施設内の備品運搬費用、廃棄費用はどのように処理されますか。	旧施設の備品運搬費用、廃棄費用については、事業費対象外とします。なお、移転については要求水準書P25(8.(5))のとおり引越越し支援、処分支援及びP107(第4節iii))のとおり町処分什器リストの作成などの支援を本事業で実施してください。
24	舞台装置保守について	要求水準書 添付資料 資料24	主な維持管理項目	既存設備の点検報告書を閲覧することは可能でしょうか。	藤久保小学校体育館及び藤久保公民館の舞台装置に関する点検報告書が閲覧可能です。閲覧方法についてはホームページにて公表します。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
25	外観イメージパースについて	様式集および作成要領	入札書類審査に係る提出書類の構成(3/4)	外観イメージパースについては3枚であれば、カット数に制限はないとの理解で宜しいでしょうか。	カット数に特に制限は設けません。
26	付帯事業について	様式集および作成要領	入札書類審査に係る提出書類の構成(4/4)	付帯事業について、現時点で提示可能な内容は限られており、様式の枚数を削減するなど検討いただきたい。	付帯事業に関する提出書類について、修正します。
27	床面積の算定式について	様式集	様式H-1	床面積の算定式の記載方法について確認させてください。	可能な範囲で間口×奥行で算定式を記入してください。図面等も含めて確認します。計算に補足等があれば、計算式の欄に記入してください。
28	自主事業実施における施設使用料について	様式集	様式I-② 事業収支計画表 (自主事業)	費用の項目にある「施設使用料」の想定単価はどのように設定すればよいでしょうか。	施設使用料に関しては、施設設置時に定める条例などにおいて決定されます。現段階での想定については、町文化会館の利用料金(三芳町文化会館条例)を参考にしてください。
29	スケジュール表について	様式集	様式J-1	建設工事監理業務に関する事項について、スケジュールはA3で作成できるよう、様式を修正いただけないでしょうか。	事業全体の詳細スケジュールは、様式K-1に記載してください。様式D-1に記載するスケジュールは建設業務のみのスケジュールとし、A4で記載してください。
30	様式J-1の記載について	様式集	様式J-1	学童保育室が複合施設の枠内に記載されているが、小学校の枠内に入れることでよいでしょうか？	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
31	民間収益事業(コワーキング以外)の賃貸借料の様式について	様式集	様式J-4	耐用年数の設定及び計算方法(償却限度額)に誤りがあります。	耐用年数を50年とし、計算方式を修正し、「様式J-4 民間収益施設(コワーキング以外)の賃貸借料」を差し替えます。
32	費用負担について	事業契約書(案)	p. 10 第27条第6項	質疑回答において、「資料及び目視等により、通常想定される規模の設備配管・地中障害物(埋設物)等が存在した場合、事業者側の費用負担としますが、発見された地中障害物(埋設物)等が、協議の結果、予見不可能なものと判断された場合の対処費用については、本町側が負担するものとします。」とご回答を頂きましたが、「通常想定される規模」について指標等をお示しいただけないでしょうか。地中埋設物や土壌汚染、アスベスト等の対策費について、懸念しております。	事業予定地については、畑等に利用されていた土地に公共施設を建設したものであり、既存施設以前の地中埋設物や土壌汚染などについて想定していません。そのため、既存施設に関係しない埋設物等が発生した場合は本町の負担としたものです。通常想定される規模というのは既存施設の規模や用途に対して必要となる地中埋設物や埋設配管等を意図しています。
33	設計及び建設・工事監理業務の契約保証について	事業契約書(案)	p. 14 第39条第5項	契約保証金は、本施設及び付替道路の最終引渡し日以降速やかに還付するものとする。とございますが、履行保証保険を付保する場合の保証期間も、事業契約締結から付替道路の引渡し日までという理解でよろしいでしょうか。	履行保証保険の保証期間は、二期工事部分の施設引渡し日までとしてください。
34	基準金利について	事業契約書(案)	p. 52 別紙4 サービス対 価の支払方法	基準金利について、「財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする」とありますが、市場金利の動向を踏まえ、見直しの検討をお願いします。	原案のとおりとします。

